

## 青少年相談員を紹介します

青少年の健全育成と非行防止を推進するため、青少年相談員16人が活動しています。主な活動は、青少年の非行防止や安全確保のための巡回パトロール、青少年相談業務などです。各学校、警察など関係機関との連携強化を図り、青少年のよりよい環境づくりと健全な育成を目指します。(敬省略)

筒井 越前 稲葉 染谷 岩川 飯島 鴻巣 下村 飯塚 飯田 文倉

利己 清人 義夫 裕一 正幸 芳弘 理弘 恵

(小張) (豊) (豊) (谷井田) (三島) (東) (板橋) (板橋) (板橋) (谷原) (谷原)

○ ○ ○ ○ ○

荒木 克則 中島 貴志 山崎 年広 稲葉 住正 渡邊 秀昭

(十和) (福岡) (福岡) (小絹) (小絹)

◆問い合わせ先

谷和原庁舎生涯学習課

☎58・2111

(内線8215、8216)

### 3. 公的年金の特例措置が終了します

平成18年度の公的年金等控除の見直しに伴い創設された、公的年金受給者に対する所得割額の算定や軽減判定に係る特別控除(平成19年度:7万円)が、平成19年度で廃止になりました。

これにより、公的年金を受給されている方は、国民健康保険税の所得割額が増額される場合があります。

### 4. 後期高齢者医療制度に移行された方の属する世帯の国民健康保険税軽減措置

平成20年4月以降、後期高齢者医療制度が創設され、移行された方は個別に保険料を納めることになりました。

これに伴い、国民健康保険に新たに加入された方や、引き続き加入している方の保険負担が急激に増えることがないように、下記のとおり国民健康保険税が軽減されます。

#### ◎世帯構成別の国民健康保険税の軽減例

世帯構成の例	軽減の条件	軽減の内容
夫75歳(後期へ移行) 妻72歳(国保へ加入)  夫が社会保険に加入し、妻が扶養であった場合	会社の健康保険組合などに加入していた被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者(65歳以上の方に限られます)が国民健康保険に加入する場合	2年間を限度に、所得割と資産割を全額免除し、均等割を半額にします。また、左記の条件に該当する方のみで構成する世帯は、平等割も半額になります。  (免除申請が必要です)
夫75歳(後期へ移行) 妻72歳(国保)  2人とも国民健康保険に加入していた場合	国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行し、残りの方が国民健康保険の単身世帯となる場合	5年間を限度に、平等割を半額にします。ただし、介護分は対象外です。  (申請は不要です)
夫75歳(後期へ移行) 妻72歳(国保) 子50歳(国保)  3人とも国民健康保険に加入し、軽減を受けていた場合	国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の世帯員が減少した場合	5年間を限度に、後期高齢者医療制度へ移行した方を軽減の対象人数に含めて軽減判定を行います。 <u>世帯の構成および収入に変更がない場合などに限られます。</u>  (申請は不要です)

◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課

☎58・2111(内線1181,1186,1187)

※ 後期：後期高齢者医療制度

国保：国民健康保険